

設計業務委託仕様書

大刀洗町憩いの園大堰交流センター大規模改修工事
実施設計業務委託

令和7年10月
大 刀 洗 町

設計業務特記仕様書

I 計画概要

1. 業務名

大刀洗町憩いの園大堰交流センター大規模改修工事実施設計業務

2. 計画施設概要

(1) 敷地の場所 (大刀洗町大字守部504番地1)

(2) 施設用途 ()

3. 設計与条件

(1) 敷地の条件

a. 敷地の面積 ()

b. 用途地域及び地区の指定 ()

(2) 施設の条件

a. 施設の用途 ()

備考 ()

b. 主要構造・階数 (鉄筋コンクリート造平屋建)

c. 耐震安全性の分類

「総合耐震計画基準」(平成8年10月24日付け建設省営計発第100号)による、耐震安全性の分類は以下のとおりとする。

1) 構造体 II 類

2) 建築非構造部材 B 類

3) 建築設備 乙 類

(3) 建設の条件

a. 概算工事費 (消費税込み) 工事発注方式

・大規模改修工事 65,000~70,000 千円 (一括発注)

b. 設計スケジュール

実施設計完了日 令和8年3月31日

(4) 設計与条件については、次の資料による。

・ 内部改修 (一部床壁天井) 高圧受電を低圧受電に変更

・ 外壁、屋根、屋上防水改修

上記改修に伴う *アスベスト調査含む

・ 電気設備一式

・ 機械設備一式(便所一部改修)

・ 空調設備

(5) 履行期限

契約締結の翌日から令和8年3月31日まで

担当 吉田、福島、井上

(電話) 77-0173

II 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）」（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）による。

1. 要求設計図書

- (1) 設計図書の作成は、「10. 成果物」(1), (2)のうち町にて指示する設計図書とする。
- (2) 提出図書は、「11. 提出図書」(1), (2)のうち町にて指示するものとする。
- (3) 図面は、町の指示する図面ファイルに収納して提出する。

2. 設計期間

設計期間は、検図後の訂正期間を含む終了時点とする。

3. 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。

- ・建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士
- ・

4. 設計業務の範囲（必要事項詳細については、別項「10. 成果物」、「11. 提出図書」参照）

(1) 一般業務

①実施設計

- | | |
|----------------|--------------|
| ・ 内部改修（一部床壁天井） | 高压受電を低圧受電に変更 |
| ・ 外壁.屋根.屋上防水改修 | |
| 上記改修に伴う | *アスベスト調査含む |
| ・ 電気設備一式 | |
| ・ 機械設備一式 | |
| ・ 空調設備一式 | |

5. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 実施設計業務は、提示された設計与条件、基本設計図書及び適用基準等によつて行う。
- b. 積算業務は、設計担当職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によつて行う。

(2) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行う。

- a. 業務着手時
- b. 設計担当職員又は管理技術者が必要と認めたとき
- c. その他 ()

(3) 適用基準等

特記なき場合は、国土交通大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

a. 建築	年版等 (最新版使用のこと)
・官庁施設の総合耐震計画基準	()
・官庁施設の総合耐震診断・改修基準	()
・建築工事設計図書作成基準	()
・敷地調査共通仕様書	()
・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）	()
・建築設計基準及び同解説	()
・建築改修設計基準及び同解説	()
・建築構造設計基準及び同解説	()
・建築鉄骨設計基準及び同解説	()
・建築工事標準詳細図	()
・擁壁設計標準図	()
・構内舗装・排水設計基準	()
・表示・標識標準	()
・環境配慮型官庁施設設計基準	()
・省エネルギー建築設計指針	()
・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）	()
・木造建築工事標準仕様書	()

- b . 建築積算
- ・国土交通省建築工事積算基準 ()
 - ・建築数量積算基準・同解説 ()
 - ・ ()
- c . 設備
- ・官庁施設の総合耐震設計基準 ()
 - ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準 ()
 - ・建築設備計画基準・同要領 ()
 - ・建築設備設計基準・同要領 ()
 - ・建築設備図書作成基準 ()
 - ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）()
 - ・電気設備工事標準図 ()
 - ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）()
 - ・機械設備工事標準図 ()
 - ・排水再利用・雨水利用システム設計基準 ()
 - ・建築設備耐震設計・施工指針 ()
 - ・建築設備設計計算書作成の手引 ()
 - ・環境配慮型官庁施設設計指針 ()
 - ・省エネルギー建築設計指針 ()
 - ・ ()

- c . 設備積算
- ・国土交通省建築工事積算基準 ()
 - ・建築設備数量積算基準・同解説 ()
 - ・ ()

(4) 成果物の提出場所 (大刀洗町役場 地域振興課)

6. 設計図書の作成要領 (下記のうち必要とする物は設計担当職員と打合せによる)

- (1) 設計図書は、各工事別（建築工事、電気工事、管工事、黒板工事等）及び各工区別（町で指示する工区）に分類・作成し、それぞれ別に入札できるよう作成する。
- (2) 設計図書は、図面、建築構造書、工事費内訳明細書及び特記仕様書を町の指示する書式により作成する。工事費内訳には、積算の拾い出し原稿、特殊なものについては専門メーカー等の見積書も併せて提出する。

- (3) 図面用紙は、トレーシングペーパーを使用し、大きさはA2判とし図面判は右下隅に統一する。（設計担当職員に確認のこと）
- (4) 提出図面をインクで打ち出す場合は、容易に修正できるものとする。
- (5) 設計図書をCADで作成する場合はデータを併せて提出するものとし、保存形式及びレイヤー構成等については、業務着手時に設計担当職員と協議を行う。

7. 設計上の留意事項（下記のうち必要とする物は設計担当職員と打合せによる）

- (1) 実施設計にあたっては、綿密なる現地調査の上、事前に関係官庁、上水、電力、ガスの供給者及び水利権者等との打合せを行い、関係諸法規を厳守し、工事着手後において設計内容の変更等を生じないよう特に留意する。
- (2) 増改築等に伴って既存部分の防火区画、避難施設器具及び消防施設等が必要な場合は、すみやかに設計担当職員に報告し、指示をうける
- (3) 水の再利用施設については、県の技術基準による。ただし、各市町村で上乗せ基準等を作成している場合はそれによる。
- (4) 高齢者、身体障害者等に対する設計上の考慮は、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（平成6年）「福岡県福祉のまちづくり条例」（平成10年）及び関係市町村の条例等によるほか、設計担当職員の指示をうけ十分に留意する。（略称：「ハートビル関連法」）
- (5) 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（昭和54年）の対象建築物に該当する場合、省エネルギー計画書を提出のこと。なお、建築設備が分離委託の場合、エネルギー消費係数(CEC)は設備にて算出し、計画書は建築にてとりまとめのこと。（略称：「省エネ法」）
- (6) 前年度からの継続工事の場合は、前年度設計を標準としてこれにならい、将来計画を考慮に入れて設計を行う。
- (7) 建物の構造、仕上げ、取付家具等は、町の標準設計がある場合は、それにならう。特に構造、意匠に変更を要する場合は設計担当職員と協議し、承諾を得る。
- (8) 平面図、矩計図が完成した時は、中間の打合せを行い、承諾を得て次の工程に移る。
- (9) コンクリートの設計強度は、指示なき場合は原則として、 $F_c = \text{ } / \text{mm}^2$ を使用する。その他のものを使用するときは、設計担当職員の承認を受ける。
- (10) 敷地調査は町において実施した資料を提示する。提示しない場合は、受託者で資料を調査・収集する。
- (11) 関係官庁への諸手続は受託者が行う。
- (12) 一括発注物件については、建築単独工事においては設備工事分を、設備単独工事においては建築工事分を適切に設計を行うこと。

8. その他（下記のうち必要とする物は設計担当職員と打合せによる）

- (1) この設計の著作権の帰属は、著作権法の定めるところに従い、受託者又は町及び受託者の共有に帰属する。
- (2) 設計受託者は、委託業務により知り得た事項について、秘密を守り、他人にもらさない。
- (3) 工事実施に当たり、各部の納まり及び設計内容上の疑義及び変更が生じた場合、設計受託者は十分な回答指導を行う。（設計変更が伴う場合は、設計図書の変更作成（成果品作成）を含むものとする。）
- (4) 業務完了後も必要に応じ、前記のことについて現場指導を町より受託者に求められた場合、受託者は現地において立会指導する。
- (5) 建築と設備の設計を一括して受託する場合において、その業務の一部を他の設計事務所へ委託するときは原則として県指名登録を受けた事務所とする。
- (6) 建築と設備の設計を分離して設計事務所が受託する場合は、設備の設計について建築設計事務所は、総合調整を行う。
- (7) 積算業務に際しては、建築積算資格者の適切な活用に努める。

9. 提出書類（下記のうち必要とする物は設計担当職員と打合せによる）

- (1) 受託者は、委託契約締結後7日以内に、業務主任技術者を定め、業務工程表を添えた業務着手届を提出する。
- (2) J V受託者は、協定書を提出し、責任体制を明確にする。
- (3) 受託者は、委託契約締結後7日以内に、建築（意匠、構造、積算）、電気、機械（空調、衛生）の設計区分ごとに実務担当者を定め、設計実務担当者届を3通提出する。業務の一部を他に委託する場合は、その旨を明記し、係員の承諾を受ける。
- (4) 受託者は、業務完了後にただちに業務完了届を提出する。

10. 成果物

実施設計 【建築意匠】（下記のうち必要とする物は設計担当職員と打合せによる）

要求図書	成果物	縮尺	摘要
建築一般業務（意匠）	<ul style="list-style-type: none"> ・図面目録 ・特記仕様書 ・施工区分表 ・仕上表 ・面積表及び求積図 ・敷地案内図 ・配置図 ・平面図（各階） ・断面図 ・立面図（各面） ・展開図 ・床伏図 ・天井伏図 ・屋根伏図 ・平面詳細図 ・矩計詳細図 ・階段詳細図 ・部分詳細図 ・建具キープラン ・建具表 ・屋外施設設計図 ・その他詳細図 ・計画通知図書等 ・工事費内訳明細書 ・積算数量算出書、見積書 ・打合せ議事録、その他資料 ・省エネ法関係報告書 ・ハートビル関連法 ・設計方針書 	<p>1/200 1/2,500 1/200、1/300 1/100 1/100 1/100 1/30～1/50 1/50、1/100 1/50、1/100 1/100 1/20～1/50 1/20、1/30 1/20、1/30 1/20、1/30 1/30～1/50 1/100、1/200 1/20、1/30 CD-R A4版 A4版 A4版</p>	<p>(情報センター様式使用) 建築、電気、機械の施工区分の明記 仕上区分を明確にする 算式、集計表、各階床面積、建築面積 地域、地区を記入 敷地狭小の時1/100、広大な時別途指示 2面以上 特に不要と認められる場合以外は、各室各面、仕上げ区分を明記 各階 各階、設備開口位置記入 ドレン、勾配流れ及び目地等を記入 同一平面でない限り各部分全て 立面、階数等の異なる場合その各々について 各階段共 各部必要のある箇所 平面図兼用も可 記号、寸法、材質、金物、仕上ガラス、その他記入 各部配置排水等（配置図との兼用も可）施工区分明記 新旧取合せ箇所等、屋外工事等 書類作成・届出 営繕積算システムRIBC（（財）建築コスト管理システム研究所）による 報告書作成・提出（法対象建築物のみ） 書類作成・届出 工種ごと</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・日影図 ・透視図 ・模型 ・防災計画書 ・各種技術資料 ・ 		(複雑なもの以外は一般業務)

※ 平立断面図及び各伏図について、特に大規模建築物は縮尺を1/200とする。

※ 小規模建築物の縮尺については設計担当職員と協議のこと。

※ 1/5, 1/10などの部分詳細が必要なときは各々わかりやすい縮尺とする。

10. 成果物

実施設計 【建築構造】 (不要)

要求図書		成果物	縮尺	摘要
建 築 (構 造	一 般 業 務	<ul style="list-style-type: none"> ・構造設計図 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 各階伏図 (イ) 各通軸組図 (ウ) 基礎配筋図 (エ) 梁貫通伏図 (オ) 柱梁断面リスト (カ) 梁構配筋図 (キ) その他配筋図 (ク) 配筋基準図 (ケ) 鉄骨軸組図 (コ) 鉄骨梁構詳細図 (サ) 鉄骨断面リスト (シ) 鉄骨ジョイント詳細図 (ス) 鉄骨柱、梁詳細図 (セ) 鉄骨梁貫通伏図 (ソ) 各部断面図 (タ) 標準詳細図 (チ) その他各部詳細図 ・構造計算書 ・その他計算書 ・打合せ議事録 	<ul style="list-style-type: none"> 1/100 1/100、1/200 1/20、1/50 1/100、1/200 1/20、1/50 1/20、1/50 1/100、1/200 1/20、1/30 1/20、1/30 1/20、1/30 1/100、1/200 	<ul style="list-style-type: none"> 通り柱、梁、床版、壁記号、杭打ちの場合杭伏図、土質柱状図 通り柱、梁記号 簡単な場合基礎伏図の一部利用も可 スリーブ径、貫通位置 柱にはX、Y方向の明記 特に指示なき場合X、Y方向共1～2種 庄版、壁、パラペットその他配筋図及びリスト 通り柱、梁記号 通り柱、梁記号、鉄骨寄芯明記 柱にはX、Y方向の明記 柱にはX、Y方向の明記 スリーブ径、貫通位置
追 加 (業 務		<ul style="list-style-type: none"> ・各種技術資料 <ul style="list-style-type: none"> ・() ・() ・() ・() ・() ・() 		

※ 1/5、1/10などの部分詳細が必要なときは、各々わかりやすい縮尺とする。

10. 成果物

実施設計 【電気設備】（下記のうち必要とする物は設計担当職員と打合せによる）

要求図書		成果物(発注単位※毎)	縮尺	摘要
電気設備	一般業務	<ul style="list-style-type: none"> ・特記仕様書 ・施工区分表 ・敷地案内図 ・配置図 ・各系統図 ・各結線図 ・受変電操作盤関係図 ・各幹線平面図 ・各電灯・コンセント平面詳細図 ・照明器具姿図 ・各弱電平面図 ・各弱電系統図 ・屋外付帯設備関係図 ・その他設備関係図 ・各種計算書 ・設計計画書 ・工事費内訳明細書 ・積算数量算出書、見積書 ・打合せ議事録 ・省エネ法関係計算書 ・ ・ 	適宜 1/200、1/300 適宜 適宜 1/10～1/50 1/50、1/100 1/10～1/50 1/2～1/10 1/50、1/100 適宜 1/10～1/200 適宜 CD-R A4版 A4版	(電気・昇降機・電波障害防除) 幹線及び盤間 単線結線図、展開結線図(制御系統) 主要機器配置姿図、盤面配置ピット図等 電灯、動力、弱電、その他 配線、配管、配置、その他施工仕様 特記させるものに限る 火報、放送、電話、インターホン、共聴、防災その他 同上 配管配線、配置、架設、装柱、布設ピット、 マンホール 自家発、避雷、構内交換、電気時計、中央監視、 防犯、昇降機、搬送機その他 照度、幹線、変圧器その他 受変電、弱電、防災、幹線その他 営繕積算システムRIBC ((財)建築コスト管理システム研究所)による 関係部署、官公庁及び建築、機械との取合い (法対象建築物のみ)
追加業務		<ul style="list-style-type: none"> ・防災計画書 ・各種技術資料 ・() ・() 		

※ 発注単位については、設計担当職員と打ち合わせのうえ決定する。

10. 成果物

実施設計 【機械設備】 (下記のうち必要とする物は設計担当職員と打合せによる)

要求図書		成果物(発注単位※毎)	縮尺	摘要
機械 業務 設備	一般 必要なもの (指示するもの)	・特記仕様書		(空調・給排水衛生ガス・浄化槽)
		・施工区分表	適宜	
		・敷地案内図	1/200、1/300	
		・配置図	適宜	
		・系統図	適宜	
		・機器一覧表	適宜	
		・平面図	1/100、1/200	各種配管、ダクト、自動制御その他
		・詳細図	1/10～1/50	機械室、便所、各機器廻り複線その他
		・屋外付帯設備関係図	1/10～1/200	配管、配置、布設ピット、マンホール
		・その他設備関係図	適宜	排煙、厨房機器、ガス、屎尿浄化槽、さく井、特殊その他
		・各種計算書		給水、消火、空調負荷、換気、受水槽その他
		・設計計画書	CD-R	給排水、給湯、揚水、消火、熱源、冷温水、ダクトその他
		・工事費内訳明細書	A4版	営繕積算システムRIBC ((財)建築コスト管理システム研究所)による
		・積算数量算出書、見積書	A4版	関係部署、官公庁及び建築、電気との取合い
		・打合せ議事録		(法対象建築物のみ)
		・省エネ法関係計算書		
		・防災計画書		
		・各種技術資料		
		・()		
		・()		
		・()		

※ 発注単位については、設計担当職員と打ち合わせのうえ決定する。

11. 提出図書

実施設計-i

要求図書	成果物等	原図	陽画焼等	製本形態	摘要
◎	a. 建築(意匠) ◎建築(意匠) 設計図 ・確認申請書 ◎建築工事積算数量算出書 ◎建築工事積算数量調書(内訳書) ・ ・	各1部	(1) 部	A 4	・CD-R等含む ・CD-R等含む ・CD-R等含む ・CD-R等含む
◎	b. 建築(構造) ・建築(構造) 設計図 ・構造計算書 ・	各1部 各1部	(1) 部 (1) 部	A 4 A 4	・CD-R等含む
◎	c. 電気設備 ◎電気設備設計図 ・昇降機設備設計図 ・電気設備設計計算書 ・昇降機設備設計計算書 ・確認申請書 ◎電気設備工事積算数量算出書 ◎電気設備工事積算数量調書(内訳書) ・ ・	各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部	(1) 部 (1) 部	A 4 A 4 A 4 A 4 A 4 A 4 A 4 A 4	・CD-R等含む ・CD-R等含む ・CD-R等含む ・CD-R等含む ・CD-R等含む ・CD-R等含む ・CD-R等含む ・CD-R等含む
◎	d. 機械設備 ◎空気調和設備設計図 ◎給排水衛生設備設計図 ・空気調和設備設計計算書 ・給排水衛生設備設計計算書 ・確認申請書 ◎機械設備工事積算数量算出書 ◎機械設備工事積算数量調書 ・ ・	各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部	(1) 部 (1) 部	A 4 A 4 A 4 A 4 A 4 A 4 A 4 A 4	・CD-R等含む ・CD-R等含む ・CD-R等含む ・CD-R等含む ・CD-R等含む ・CD-R等含む ・CD-R等含む ・CD-R等含む

※ 「要求図書」欄◎印

11. 提出図書

実施設計- ii

要求 図書	成果物等	原図	陽画焼	製本形態	摘要
	e. その他 <ul style="list-style-type: none"> ・日影図 ・透視図 ・模型 ・防災計画書 ・省エネルギー関係報告書 ・ハートビル関連法書類 ・ ・ 	各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 .	([]) 部 ([]) 部		
◎	f. 資料 <ul style="list-style-type: none"> ・各技術資料 ・各記録 ・C A D データ ・ ・ 	各 1 部 各 1 部 各 1 部 .	([]) 部 ([]) 部 ([]) 部		・ CD-R 等含む

※ C A D データの保存形式及びレイヤー構成等については、業務着手時に設計担当職員と協議する。

※ 提出図面の陽画焼き及び製本は、町の指定する業者とする。

※ 部数詳細については設計担当職員と協議のこと。

※ 「要求図書」欄◎印

要求 図書	成果物等	サイズ	陽画焼	摘要
◎	g. 製本図等 <ul style="list-style-type: none"> ・青焼製本 (2つ折り) ・縮小青焼製本 (2つ折り) ・縮小第2原図 ◎竣工図製本 (2つ折り) ・ ・ 	A 4 版 A 3 版 A 3 版 A 4 版 .	([]) 部 ([]) 部 ([]) 部 (1) 部	A 1 丸焼より製本 工事完了後に原図修正後 ・ CD-R (C A D 及び P D F)

※ 「要求図書」欄◎印